

Pioneer

AV一体型メモリーナビゲーションマップ Type VII Vol.2 (2015年度 第2版)

CNSD-R7210

AV一体型メモリーナビゲーションマップ Type VI Vol.4 (2015年度 第2版)

CNSD-R6410

バージョン アップ手順書

正しくバージョンアップを行っていただくため、本書をよくお読みのうえ、作業を行ってください。手順に従わなかった場合、バージョンアップが正常に終了しない場合がございますのでご注意ください。

対象機種

< CNSD-R7210 >

AVIC-FL09/RW09/RZ09/RZ07/RA08/RZ06/RZ05/RW03/RZ03/RL05

< CNSD-R6410 >

AVIC-MRZ099W/MRZ099/MRZ077/MRZ066

AVIC-MRZ009/MRZ007

AVIC-MRZ007-EV

※上記対象機種以外のバージョンアップはできません。

はじめにお読みください

- 本製品は1台分のバージョンアップが可能です。2台以上のバージョンアップを行う場合は、必要台数分ご購入ください。
- 本製品でバージョンアップを行うと、これまでご使用のバージョンへ戻すことはできません。
- ナビゲーションのアフターサービスを行う際に本製品が必要となる場合があります。バージョンアップ後は大切に保管してください。

パイオニア商品の修理・お取り扱い(取り付け・組み合わせなど)については、お買い求めの販売店様へお問い合わせください。修理をご依頼される場合は、取扱説明書の「故障かな?と思ったら」を一度ご覧になり、故障かどうかを確認ください。それでも正常に動作しない場合は、①型名②ご購入日③故障症状を具体的に、ご連絡ください。

■インターネットホームページ <http://pioneer.jp/support/>
(商品についてよくあるお問い合わせ・カタログ請求のご案内など)

<下記窓口へのお問い合わせ時のご注意>

[0120]で始まる電話番号は、携帯電話・PHS一部のIP電話などからは、ご使用になれません。

ナビダイヤルは、携帯電話・PHSなどからご利用可能ですが、通話料がかかります。また一部のIP電話などからはご使用できません。正確なご相談対応のために折り返しお電話をさせていただくことがございますので発信者番号の通知にご協力いただけますようお願いいたします。

商品についてのご相談窓口 ※番号をよくお確かめの上でおかけいただけますようお願いいたします

●商品のご購入や取り扱い、故障かどうかのご相談窓口およびカタログのご請求について

カスタマーサポートセンター

受付時間 月曜～金曜 9:30～18:00、土曜 9:30～12:00、13:00～17:00 (日曜・祝日・弊社休業日は除く)

- 電話 《カーオーディオ/カーナビゲーション商品》
【固定電話から】 **0120-944-111** (無料)
【携帯電話・PHSから】 **0570-037-600** (ナビダイヤル・有料)
- 電話 《カーナビゲーションのバージョンアップ・ダウンロード相談》
(サイバーナビ、楽ナビ、楽ナビLiteのナビスタジオ操作)
【固定電話から】 **0120-702-383** (無料)
【携帯電話・PHSから】 **0570-037-601** (ナビダイヤル・有料)
- ファックス **0570-037-602** (ナビダイヤル・有料)
- インターネットホームページ <http://pioneer.jp/support/>
※商品についてよくあるお問い合わせ・お客様登録など

記載内容は、予告なく変更させていただくことがありますので予めご了承ください。

carrozzeria

目次

ソフトウェア使用許諾契約	3
「楽ナビ」サービス基本約款	4
同梱物一覧	8
バージョンアップについてのご注意	8
バージョンアップ後について	8
デバイスナンバーの確認方法(ナビゲーションでの操作)	9
バージョンアップの流れ	9
ナビゲーション本体のプログラム更新を行う	10
ナビゲーション本体のバージョンアップを行う	11
AR HUDユニットのバージョンアップを行う	12
バージョンアップ後の再起動	13
地図データバージョンを確認する	13
AR HUD ユニットのバージョンを確認する	13
地点書き出し	14
地点読み込み	15
NTTドコモの携帯電話で通信接続されるお客様へ	16
保証規定	16
商標	16
シティマップ(詳細市街地図)収録都市	16
収録データベースについて	20

メモ

- 本書で使っているイラストや画面例は、実際の製品と異なることがあります。
- 実際の製品の画面は、性能・機能改善のため、予告なく変更することがあります。
- 本書に記載している製品名等の固有名詞は各社の商標または登録商標です。

本ソフトウェアを使用する際は、下記の内容をよくお読みになり同意のうえ使用してください。

ソフトウェア使用許諾契約

本契約は、バイオニア株式会社（以下弊社といいますが）、お客様に提供する AV 一体型メモリーナビゲーションマップ Type VI Vol.4（2015 年度 第 2 版）および AV 一体型メモリーナビゲーションマップ Type VII Vol.2（2015 年度 第 2 版）（型番：CNSD-R6410 および CNSD-R7210 をいい、以下本ソフトウェアといいます）の使用権の許諾に関して定めるものです。

本ソフトウェアをご利用になるにあたっては、必ず以下の条項をよくお読みください。お客様は、本ソフトウェアを使用するに先立って、本契約の内容をよくお読みになり、本契約にご同意いただいた上で使用してください。お客様が、本ソフトウェアを使用された場合、本契約にご同意いただけない場合には、本ソフトウェアをご使用になることはできません。

第 1 条（本ソフトウェア）

本ソフトウェアは、弊社製の楽ナビ（以下対象楽ナビといいます※ 1）専用のバージョンアップソフトウェアです。

※ 1：対象楽ナビの型番は、次に記載するとおりです。

< CNSD-R7210 >
・ AVIC-RL09 ・ AVIC-RW09
・ AVIC-RZ09 ・ AVIC-RZ07
・ AVIC-RA08 ・ AVIC-RZ06
・ AVIC-RZ05 ・ AVIC-RW03
・ AVIC-RZ03 ・ AVIC-RL05
< CNSD-R6410 >
・ AVIC-MRZ0999 ・ AVIC-MRZ099
・ AVIC-MRZ077 ・ AVIC-MRZ066
・ AVIC-MRZ009 ・ AVIC-MRZ007
・ AVIC-MRZ007-EV

第 2 条（本ソフトウェアのインストール）

1. お客様は、対象楽ナビ 1 台に限り本ソフトウェアをインストールし、かかる対象楽ナビにおいて本ソフトウェアを使用することができます。
2. お客様が、複数の対象楽ナビに本ソフトウェアをインストールすることを希望される場合、これと同数の本ソフトウェアをご購入いただく必要があります。

第 3 条（インストールの所要時間）

1. 楽ナビにインストールする場合の所要時間は約 90 分です。

第 4 条（制限事項）

1. 対象楽ナビへインストールした後の本ソフトウェアを同一の対象楽ナビに再インストールし、あるいは他の対象楽ナビにインストールすることはできません。
2. お客様は、本ソフトウェアの複製物を作成し、または配布してはなりません。また、お客様

は、本ソフトウェアの改変、本ソフトウェアの二次的著作物の頒布又は作成等を行うことはできず、さらに、逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、逆アセンブルし、その他、人間の覚知可能な形態に変更することもできません。

第 5 条（権利の帰属等）

1. 本ソフトウェアに関する著作権その他一切の知的財産権は、弊社、インクリメント・ピー株式会社（以下「IPC」といいます）またはその他の権利者に帰属します。
2. 利用者は、本ソフトウェアが著作権法及びその他の知的財産権に関する法律に基づき保護されている著作物等であることを認識し、その権利を侵害する一切の行為を行わないものとします。

第 6 条（免責）

1. 弊社及び IPC（以下弊社等といいますが）は、本ソフトウェアに関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何らの保証をするものではありません。
2. 弊社等は、理由のいかんを問わず、本ソフトウェアを利用または利用できなかったことに起因して利用者及び第三者に生じた特別損害、付随的損害、間接損害、派生的損害に関し、一切責任を負わないものとします。
3. 本契約および本ソフトウェアに関連して弊社がお客様に対して負担する損害賠償責任は、現実にお客様に生じた通常・直接の損害に限るものとし、弊社に故意又は重大な過失がない限り、本ソフトウェアについてお客様が実際に支払った対価の額を上限とします。

第 7 条（解除・損害賠償）

1. 弊社は、お客様が本契約に違反した場合、何らの通知・催告をすることなく、本契約を解除するとともに、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとします。
2. 前項の場合、お客様は、本ソフトウェアの使用を直ちに終了するとともに、本ソフトウェアを記録した媒体を弊社に返却するものとし

以上

ニックネーム発行またはお客様登録をご希望の際は、下記の内容をよくお読みになり、同意のうえでお申し込みください。

「楽ナビ」サービス基本約款

第1章 総 則

第1条（本サービス）

1. 「本サービス」とは、通信事業者が提供するデータ通信回線を介して、パイオニア株式会社製カーナビゲーション「楽ナビ」において各種コンテンツを閲覧し、あるいは楽ナビに各種コンテンツをダウンロードし、これを利用することができる、楽ナビのユーザー専用サービスをいいます。但し、楽ナビの機種によっては、本サービスを利用できない場合があります。^{*1}
2. 本サービスを利用するためには、楽ナビの他に、①Bluetooth機能を内蔵した携帯電話機、②楽ナビ専用のデータ通信モジュール（以下「データ通信モジュール」といいます）、③SDカード及びSDカードを使用可能なインターネットに接続できるPC、のいずれかが必要となります。但し、携帯電話機の機種によっては、本サービスを利用できない場合があります。^{*2}

※1：本サービスをご利用いただける楽ナビの機種は、パイオニア株式会社ホームページ（URL：<http://pioneer.jp/carrozzeria/>）に記載しております。

※2：楽ナビに接続し、本サービスをご利用いただけるBluetooth機能を内蔵した携帯電話機及びデータ通信モジュールの機種につきましては、パイオニア株式会社のホームページ（URL：<http://pioneer.jp/carrozzeria/>）に記載しております。

第2条（本約款の適用）

1. 本約款は、パイオニア販売株式会社（以下「当社」といいます）が管理・運営する本サービスの利用規定について定めたもので、本サービスの加入者（以下「加入者」といいます）に適用されます。
2. 本サービスには、当社が提供するサービス、及び当社以外の第三者が当社を通じて提供するサービスがあり、また、有料で提供されるサービスを含みますが、本約款は、その全てのサービスに対して適用されます。
3. 本サービスのうち、「スマートループ」に関する利用規定については、付則として本約款の末尾に記載しております。「スマートループ」を利用する加入者には、本約款に加え、付則の定めが適用されます。「スマートループ」の利用登録を希望する楽ナビユーザーは、付則の内容も必ず確認してください。

第2章 利用条件

第3条（本サービスの追加・変更等）

本サービスの内容は、加入者の承諾なしに追加・変更される場合があります。また、当社は、提供するコンテンツが収集できない等、本サービスの提供に支障をきたす事由が生じた場合その提供を中止することができるものとします。

第4条（携帯電話機等の用意）

1. 加入者は、①Bluetooth機能を内蔵した携帯電話機、②データ通信モジュール、または、③SDカード及びSDカードを使用可能なインターネットに接続できるPC、を自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとしします。
2. Bluetooth機能を内蔵した携帯電話機またはデータ通信モジュールを使用して本サービスを利用できる区域は、日本国内における通信事業者のデータ通信回線のサービスエリアとします。但し、そのサービスエリア内であっても、トンネル、地下、立体駐車場、ビル、の陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、本サービスを一時的に利用できない場合があります。
3. SDカードを使用して本サービスを利用する場合には、インターネットに接続しているPCに楽ナビと同梱される専用ソフトウェアをインストールしている環境が必要となります。この場合、加入者は、自己の責任と費用において、上記の環境を用意するとともに、インターネットの利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとしします。

第5条（利用時間）

加入者が本サービスを利用できる時間に制限はありませんが、本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、本サービスを利用できない場合があります。

第3章 加入申込

第6条（加入申込の単位）

加入者は、楽ナビ1台ごとに本サービスへの加入申込を行うものとします。

第7条（加入申込）

1. 本サービスへの加入希望者（以下「加入希望者」といいます）は、本約款の内容を承認の上、所定の手続きに従って当社に加入申込を行うものとしします。
2. 当社は、加入希望者が次のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスへの加入申込を拒絶することができます。
 - (1) 当社に届け出た事項に虚偽または誤りがあった場合。
 - (2) 第16条の規定に違反するおそれがあると認められる相当な事由がある場合。
 - (3) 過去に第20条の規定により、加入者としての資格を取り消されている場合。
 - (4) 未成年者等行為能力のない者であって、申込にあたり法定代理人等の同意を得ていない場合。
 - (5) 加入の対象となる楽ナビが盗品等、犯罪行為に関係するものであると合理的に推測できる場合。
 - (6) その他、当社の業務の遂行上善い支障が生じる場合。
3. 第1項の加入申込を完了した加入者は、所定の利用方法に従って、本サービスを利用すること

とができます。

第8条 (ニックネーム・パスワード)

1. 加入者は、前条第1項の加入申込時に、ニックネーム及びパスワードを登録します。ニックネームとは、加入者が本サービスを利用し、あるいは本サービスに関する各種手続きを行う際に必要となる、加入者に固有の名称をいいます。
2. 加入者は、ニックネーム及びパスワードを自己の責任において管理するものとし、ニックネーム及びパスワードを使用した自己または第三者の行為について全ての責任を負うものとし

第4章 有料サービス

第9条 (有料サービスの申込)

1. 第7条第1項の加入申込を完了した加入者は、所定の手続きに従って、本サービスのうち、有料で提供されるサービス（以下「有料サービス」といいます）の利用を当社に申込むことができます。
2. 当社は、有料サービスの利用を申込んだ加入者が次のいずれかに該当すると判断した場合、有料サービスの利用申込を拒絶することができますものとし、
 - (1) 第7条第2項各号のいずれかに該当した場合。
 - (2) クレジットカード会社よりカード無効の通知を受けた場合。
 - (3) その他、当社の業務の遂行上著しい支障が生じる場合。

第10条 (利用料金)

1. 有料サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます）は、各サービスごとに、別途定めるとおりとします。
2. 加入者は、継続的な利用料金の支払が必要な有料サービス（以下「継続有料サービス」といいます）のうち、当社が特に認めるものについては、当社が定めるところに従い、一定期間における利用料金を一括して前払いすることができるとします。

第11条 (支払方法)

有料サービスの加入者は、当社が承認したクレジットカードにより利用料金を前払いするものとします。

第12条 (利用料金の改定)

当社は、加入者に対する1ヶ月前までの通知により、利用料金を改定することができるものとします。

第13条 (継続有料サービスの利用中止)

継続有料サービスを利用する加入者は、所定の手続きにより、その利用を中止することができます。

第14条 (利用料金の不返還)

当社は、いかなる場合であっても、加入者から受領した利用料金（第10条第2項により、加入者が前払いした継続有料サービスの利用料金を含みます）を一切返還しないものとし、加入者は予めこれを承諾するものとします。

第5章 加入者の諸義務・社長の免責

第15条 (変更の届け出)

加入者は、クレジットカード番号、住所、連絡先その他当社に届け出た事項に変更が生じた場合、

またはクレジットカードが失効した場合、所定の手続きに従って、速やかに当社に届け出るものとします。

第16条 (禁止事項)

加入者は、本サービスの利用にあたって、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社または第三者が保有する権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (2) 当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (3) 他の加入者その他第三者のプライバシーを侵害する行為。
- (4) 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の加入者その他第三者に提供する行為。
- (5) 法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 事実反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
- (7) 本サービスの運営を妨げる行為。
- (8) その他、当社が不適切と判断する行為。

第17条 (著作権)

本サービスにより加入者に提供されるコンテンツに関する著作権は、当社またはその他の権利者に帰属します。加入者は、いかなる形式においても、本サービスにより提供されるコンテンツの全部または一部を複製、改変、公衆送信等してはならないものとします。

第18条 (当社の免責)

1. 当社は、本サービスにより加入者に提供される全ての情報に関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何等の保証をするものではありません。
2. 当社は、理由のいかんを問わず、本サービスを利用または利用できなかったことに起因して加入者及び第三者に生じた損害についても、責任を負わないものとします。

第6章 利用の終了

第19条 (退会)

1. 加入者は、所定の手続きを行うことにより、本サービスから退会することができます。
2. 加入者は、楽ナビを第三者に譲渡し、あるいは廃棄等する場合には、所定の手続きを行い、本サービスから退会しなければなりません。

第20条 (提供停止、資格取消)

当社は、加入者が次のいずれかに該当したときは、何等の通知催告を要せず、その加入者に対する本サービスの提供を停止し、加入者としての資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 本約款または個別のサービス約款に違反した場合。
- (2) 当社に届け出た事項が虚偽であった場合。
- (3) クレジットカード会社等より、加入者のカード無効、売上否認等の通知がなされた場合。
- (4) 利用料金の支払を怠りまたは遅延した場合。
- (5) 第19条第2項に定める退会手続きを実施しなかった場合。
- (6) その他財産状態・信用状態が悪化し、またはそのおそれがあることと認められる相当な事由がある場合。

第7章 その他

第21条 (個人情報の取扱い)

1. 当社は、本サービスの利用に関連して知り得た加入者の個人情報については、個人情報保護関係法規及びバイオニアグループの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、取り扱います。
2. 前項にかかわらず、当社は、本サービスの提供のために必要な範囲で、加入者の個人情報をバイオニア株式会社及びバイオニアグループ会社並びに利用料金の決済を行う金融機関に開示することができるものとします。また、裁判所や警察等の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合は、加入者の個人情報を当該公的機関に提供できるものとします。
3. 加入者は、前項につき予め承諾するものとします。

第22条 (権利義務の譲渡禁止)

加入者は、本約款に基づき本サービスを利用する権利その他の権利及び義務を、第三者に譲渡または移転してはならないものとします。

第23条 (個別のサービス約款)

本サービスのうち、当社が特に指定するものについては、別途定める個別のサービス約款が本約款に優先して適用されるものとします。

第24条 (本約款の改定)

本約款及び個別のサービス約款は、加入者の承諾なしに変更される場合があります。この場合、加入者は、変更後の本約款及び個別のサービス約款の適用を受けるものとします。

第25条 (準拠法・合意管轄)

1. 本約款に関する準拠法は日本法とします。
2. 加入者と当社との間で生じた本サービスの利用に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

付 則

『スマートループ』に関する利用規定

1. 目 的

- (1) 『スマートループ』は、バイオニア販売株式会社(以下「当社」といいます)が、バイオニア製カーナビゲーション「楽ナビ(※1)」に蓄積されたプローブ情報(※2)を収集し、これを利用して作成する道路交通情報をユーザーに還元することを目的としたシステムです。
- (2) 当社は、『スマートループ』で提供されたプローブ情報に基づいて、次のデータを含む道路交通情報を作成し、ユーザーに提供します。
 - ・渋滞予測データ
 - ・駐車場入口データ
 - ・施設情報

※1: 『スマートループ』を利用できる楽ナビの機種は、バイオニア株式会社のホームページ(URL : <http://pioneer.jp/carrozzeria/>)に記載しています。

※2: プローブ情報とは、主に次の情報をいいます。

- ・走行履歴データ(走行履歴と走行速度のデータ)

2. 携帯電話機及びデータ通信モジュール等の用意

『スマートループ』の利用者は、次の各号に定める機器等を自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。

① Bluetooth 通信に対応した携帯電話機または専用のデータ通信モジュール(※3)

② SD カード及びサイバーナビに同梱される専用のPCソフト(以下「PCソフト」といいます)をインストールのうえ、SD カード読み取り機能を有し、インターネットにブロードバンド接続できる環境とブロードバンド関連指定機器(※4)

※3※4: 『スマートループ』をご利用いただける携帯電話機及びデータ通信モジュールの機種及びブロードバンド環境とブロードバンド関連指定機器の詳細は、バイオニア株式会社のホームページ(URL : <http://pioneer.jp/carrozzeria/>)に記載しています。

3. 利用登録

(1) 『スマートループ』の利用登録を希望する楽ナビユーザーは、本規定及び「楽ナビ」サービス基本約款(以下「基本約款」といいます)の内容を確認の上、所定の手続きに従って利用登録を行ってください。

(2) 利用登録にあたっては、利用期間(3ヵ月間、6ヵ月間、12ヵ月間のいずれか)を選択してください。利用期間が満了すると登録が抹消されますので、再登録を希望する場合には、あらかじめ利用登録を行ってください。なお、加入者は、再登録時にも、初回の加入申込時に登録したニックネーム及びパスワードを継続使用することができます。

(3) 『スマートループ』の利用登録をした楽ナビユーザー(以下「加入者」といいます)は、所定の手続きに従って利用登録の抹消及び利用期間の変更ができます。

4. プローブ情報の送信

(1) 『スマートループ』でのプローブ情報の送信方法には、次の2種類があります。

① 『蓄積型プローブ』

加入者がインターネットに接続しているパソコンに楽ナビに登録されたSDカードを挿入し、インストール済みのPCソフトを起動すると、そのたびに自動的にSDカード内に蓄積されたプローブ情報が専用サーバーに送信されます。

② 『リアルタイムプローブ』

加入者が楽ナビを起動中、一定時間ごとに自動的にプローブ情報(※5)が専用サーバーに送信されます。

(2) 加入者は、楽ナビの「プローブ情報送信」モードを設定することで、プローブ情報送信の可否を選択することができます。

(3) プローブ情報の送信にあたっては、加入者がデータ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を負担するものとします。

※5: 『リアルタイムプローブ』で送信されるプローブ情報は、走行履歴データ(走行履歴と走行速度のデータ)のみです。『リアルタイムプローブ』の利用にはBluetooth 通信に対応した携帯電話機または専用のデータ通信モジュールが必要になります。

5. 『スマートループ渋滞情報』の配信

楽ナビの「プローブ情報送信」の設定が送信可能

める
とと
業者
は専
専用
ます
り機
ド接
機器
だけ
ユー
環境と
詳細
ーム
r.jp/
る楽
サー
ます
り利
月間、
計し
は抹
にま、
なお、
は、時
は、継
に、ま、
は、利
信方
パン
挿入
動す
に蓄
通信
に自
バー
モー
可
者が
に
ロー
と走
タイム
対
通信
可能

になっている場合には、プローブ情報が専用サーバーに送信されると同時に、専用サーバーから案内ナビに「スマートループ渋滞情報」(※6)が配信されます。

※6：「スマートループ渋滞情報」とは、①加入者から提供されたVICSエリア外の過去1時間のプローブ情報、②加入者から提供された「リアルタイムプローブ」及び「蓄積型プローブ」によって毎日更新されるVICSエリア外の過去90日間のプローブ情報、③VICSセンターより提供されたより広範囲なVICS情報(オンデマンドVICS)のそれぞれの情報を統計処理し最適化した渋滞情報であり、提供時点において実際に発生している渋滞の情報そのものではありません。

6. 利用条件

「リアルタイムプローブ」によるプローブ情報の送信中や「スマートループ渋滞情報」の受信中は、案内ナビに接続した携帯電話機による通話及びEメールの送受信はできません。また、案内ナビに接続する携帯電話機の機種によっては、「リアルタイムプローブ」によるプローブ情報の送信中や「スマートループ渋滞情報」の受信中に電話を着信したときに、プローブ情報や「スマートループ渋滞情報」を送受信できないことがあります

7. プライバシー情報・個人情報

加入者が「スマートループ」により当社に提供するプローブ情報には、加入者のプライバシーにかかわる走行履歴データが含まれます。

8. プローブ情報の利用方法・目的

- (1) 当社は、加入者から提供されたプローブ情報を、バイオニアグループ会社に提供します。
- (2) バイオニアグループ会社では、プローブ情報及びプローブ情報に基づき作成した統計データ(※7)を次の目的に利用します。
 - ① 上記1. (2)に記載するデータを含む各種の道路交通情報及び地図データの作成
 - ② バイオニア製カーナビゲーションのユーザーに対する道路交通情報及び地図データの提供
 - ③ カーナビゲーション製品及びプローブ情報に関する研究・開発
 - ④ その他プローブ情報に関連する事業の遂行
- (3) バイオニアグループ会社は、上記(2)の目的及び第三者が遂行するプローブ情報に関連する事業のために、プローブ情報及びプローブ情報に基づき作成した統計データを第三者に提供することがあります。なお、プローブ情報を第三者に提供する場合、個人を特定できない形式で提供します。

※7：統計データは個人を特定出来ない形式で作成します。

9. その他

本規定に定めのない事項は、基本約款の定めが適用されます。

以上

2009年10月 施行
2011年10月 改定
2012年10月 改定

同梱物一覧

作業に入る前に、同梱物をご確認ください。



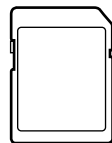
キャンペーン
チラシ



バージョンアップ
手順書 (本書)



バージョンアップ
証明書



更新用 SD メモリーカード
(ナビゲーション本体用)

ご注意

- 更新用 SD メモリーカードに保存されているファイルなどを削除しないでください。削除するとバージョンアップが正常に終了できなくなります。

バージョンアップについてのご注意

- 更新用 SD メモリーカードのライトプロテクト (書込禁止) スイッチは、LOCK 位置にしないでください。バージョンアップできません。
- バージョンアップは、必ずエンジンをかけて行ってください。
- ナビゲーション本体から SD メモリーカードを取り外すときは、必ず製品付属の取扱説明書に記載された「SD カードの入れかた・取り外しかた」- 「SD カードの取り外しかた」に従って取り外してください。誤った方法で取り外すと、SD メモリーカードが壊れる可能性があります。
- 本バージョンアップを始める前に、以前のバージョンアップが進行中の場合には、バージョンアップを完了させてから本バージョンアップを行ってください。
以前のバージョンアップ中に、本バージョンアップを開始した場合、更新が正しく完了できなくなる恐れがあります。

バージョンアップ後について

- バージョンアップを行うと、下記の情報は消去される場合があります。必要に応じて再設定してください。
 - 案内中のルート
 - 学習ルートデータ (平日/土日・祝日)
 - リルート履歴
 - 最終 AV ソース状態
 - DISC 設定
 - 地図のビューモード、地図方位、スケール、100m スケール一方通行表示、ターゲットマップ

デバイスナンバーの確認方法(ナビゲーションでの操作)

同梱の「バージョンアップ証明書」に「デバイスナンバー」を控える際には、次の方法でバージョンアップするナビゲーション本体の「デバイスナンバー」をご確認ください。

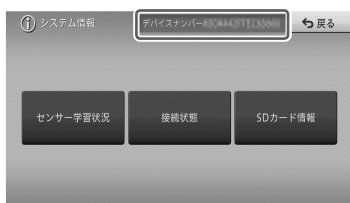
メモ

- お使いのバージョン、ナビゲーション機種によって、一部画面や文言が異なります。

2 デバイスナンバーをバージョンアップ証明書に転記する

1 「メニュー」を押し、情報 - システム情報 にタッチする

デバイスナンバーが表示されます。



バージョンアップの流れ

バージョンアップは、以下の流れで行います。



※当社検証環境における参考値です。ルート案内中など、ご使用中のナビゲーション動作状況によって所要時間が長くなることがあります。

ご注意

【AVIC-MRZ099W/MRZ099/MRZ077/MRZ066/MRZ009/MRZ007/MRZ007-EV へお使いのお客様】

- 登録地機能でグループを作成し、登録地の編集をしたことがあるお客様は、「ステップ 1：ナビゲーション本体のバージョンアップ」の前に、P.14 「地点書き出し」へお進みのうえ、先に実施してください。
 - ※「地図データ 2014 年 第 1.0.0 版」以降のバージョンのお客様は「地点書き出し」の手順は必要ありません。

ステップ1：ナビゲーション本体のバージョンアップ

ナビゲーション本体のプログラム更新およびバージョンアップを行います。

ナビゲーション本体のプログラム更新を行う

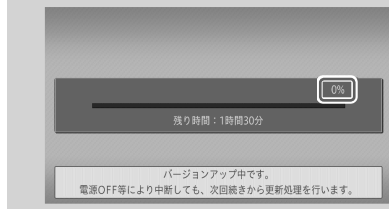
ナビゲーション本体にSDメモリーカードを挿入すると、ナビゲーション本体が自動的に再起動し、プログラム更新を開始します。

メモ

- プログラム更新の所要時間は、約10分です。
- お使いのバージョン、ナビゲーション機種種によって、一部画面や文言が異なります。

ご注意

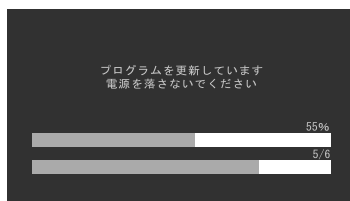
- プログラム更新中は、エンジンを切るなど電源を落とさないでください。
- メッセージが表示されない場合は、既にバージョンアップ済みかご確認ください。



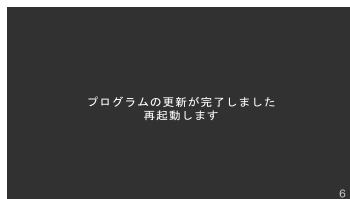
1 エンジンを掛けて、ナビゲーションを起動する

2 更新用SDメモリーカード(ナビゲーション本体用)をナビゲーション本体に挿入する

自動的に再起動し、ナビゲーション本体のプログラム更新を開始します。



プログラム更新が完了すると次のメッセージが表示され、自動的に再起動します。



「ナビゲーション本体のバージョンアップを行う」へお進みください。

メモ

- 2台以上のバージョンアップを行う場合は、必要台数分ご購入ください。

ナビゲーション本体のバージョンアップを行う

プログラム更新が終了すると、自動的に再起動を行い、ナビゲーション本体のバージョンアップを開始します。

メモ

- 以降は、バージョンアップの途中でもエンジンを切ることができます。その場合は全更新終了までSDメモリーカードを抜かないようにお願いします。次回エンジンを始動した際、途中から更新処理を再開します。

1 はい にタッチする

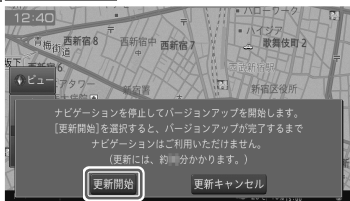


更新中はナビゲーションのすべての機能が使用できません。

更新時間 約 90 分

更新中の ナビ機能および AV 機能は使用できません。

2 更新開始 にタッチする



ナビゲーション本体が再起動し、全データ更新が開始されます。(更新%はあくまで進捗の目安で、進む時間が遅くても更新を行っています。)



進捗率が 100% になると、バージョンアップが完了し、確認メッセージが表示されます。

3 確認 にタッチする



[確認] にタッチすると、ナビゲーション本体が再起動します。

ご注意

- 再起動後、プログラム更新画面がしばらく表示されます。地図画面が表示されるまでエンジンを切るなど電源を OFF にしないでください。

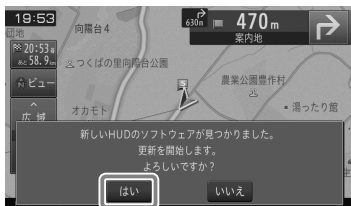
メモ

- AR HUD ユニット (ND-HUD10) をお使いの場合は、「新しいHDUのソフトウェアが見つかりました。更新を開始します。」と表示されますので、AR HUD ユニットのバージョンアップへお進みください。
- それ以外の方は P.13 の「バージョンアップ後の再起動」へお進みください。

AR HUDユニットのバージョンアップを行う

AR HUDユニット (ND-HUD10) をご使用の方のみ対象です。
ナビゲーション本体とAR HUDユニットのバージョンが異なる場合は、バージョンアップ確認メッセージが表示されます。次の手順でAR HUDユニットのバージョンアップを行ってください。

1 「新しいHUDのソフトウェアが見つかりました。更新を開始します。」が表示されたら [はい] にタッチする



AR HUDユニットへのデータ転送が始まります。



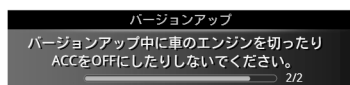
ご注意

- AR HUDユニットへのデータ転送中は、車のエンジンを切ったりACCをOFFにしたりしないでください。
- [いいえ] にタッチした場合、バージョンアップが中断され、AR HUDユニットが使用できなくなる場合があります。エンジンを切って再起動してから、もう一度バージョンアップをやり直してください。

2 確認 にタッチする



[確認] にタッチすると、AR HUDユニットが再起動します。



ご注意

- [確認] にタッチするとメッセージは消えますがAR HUDユニットのバージョンアップは継続しています。
- 再起動中に車のエンジンを切ったりACCをOFFにしたりしないでください。

バージョンアップ後の再起動

バージョンアップ後の再起動時に、データの引継ぎ処理が動作します。データ引継ぎ中は、ナビゲーションの「メニュー」画面や「ショートカット」画面から以下の項目にタッチすると「データ読み込み中です。しばらくしてから操作してください。」が表示されます。

名称、住所、周辺施設、電話番号、登録地、検索履歴、ジャンル、自宅、よく行くランキング、ここへ行く、登録地編集、検索履歴消去

データ引継ぎ処理には約3分かかります。そのまましばらくお待ちいただき、データ引継ぎ処理後に操作してください。

「メニュー」画面



「ショートカット」画面



以上でナビゲーション本体のバージョンアップが完了です。地図画面が表示されたら、正しい手順で更新用SDメモリーカードを抜いてください。

※SDメモリーカード取り出し方法は、ナビゲーション本体に付属の取扱説明書に記載されています。正しい手順で取り出し操作を行わないと、SDメモリーカード内のデータが破損する可能性があります。

ステップ2：バージョンの確認

バージョンアップ後は、次の手順でナビゲーション本体のバージョンを確認してください。

地図データバージョンを確認する

1 「メニュー」を押し、情報 - バージョン情報 にタッチする

ナビゲーション本体のバージョン情報が表示されます。



- AVIC-RL09/RW09/RZ09/RZ07/RA08/RZ06/RZ05/RW03/RZ03/RL05 の場合

プログラムバージョン：2015年度版
地図データ：2015年第2.0.0版
検索データ：2015年第2.0.0版

- AVIC-MRZ099W/MRZ099/MRZ077/MRZ066/MRZ009/MRZ007/MRZ007-EV の場合

プログラムバージョン：2013年度版
地図データ：2015年第2.0.0版
検索データ：2015年第2.0.0版

になっていることを確認します。

AR HUDユニットのバージョンを確認する

1 「メニュー」を押し、情報 - バージョン情報 - 連携データ にタッチする



連携データ：2015年度 第2.0.0版
になっていることを確認します。

地点書き出し

[AVIC-MRZ099W/MRZ099/MRZ077/MRZ066/MRZ009/MRZ007/MRZ007-EVをお使いのお客様]

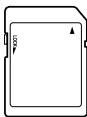
登録地機能でグループを作成し、登録地の編集をしたことがあるお客様は、「バージョンアップを行う」の前に、下記手順に従って地点書き出しを行ってください。また、バージョンアップおよびAR HUDユニットのバージョンアップ完了後は「地点読み込み」手順に従って、書き出した地点を再度ナビゲーションへ読み込んでください。

(※「地点書き出し」「地点読み込み」を行わない場合は、バージョンアップに伴い一部の登録地点が消去される場合があります。)

ご用意いただくもの

■ SDメモリーカード
(50MB以上の空き容量を確保したもの) 1枚

※ SD、SDHCに対応したものを
ご用意ください。(SDXCは
未対応となります。)



※ 本サービス付属の更新用
SDメモリーカードは「バージョンアップ専用」となり
地点書き出しが行えませんが、別のSDメモリーカード
をご用意ください。

1 ご用意頂いたSDメモリーカード をナビゲーション本体に挿入する

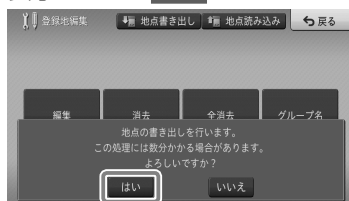
ご注意

・お客様にてご用意頂いた、SDメモリーカード(50MB以上の空き容量)を挿入してください。本サービス付属の更新用SDメモリーカードではございませんのでご注意ください。

2 **メニュー**を押し、**設定・編集** - **データ編集** - **登録地** - **地点** **書き出し**にタッチする



3 「地点の書き出しを行います。」が 表示されたら**はい**にタッチする



「地点を書き出し中」メッセージが表示されます。



「地点を書き出し中」メッセージが消えたら、書き出し完了です。

4 SDメモリーカードを取り出す

※ SDメモリーカードの取り出し方法は、ナビゲーション本体に付属の取扱説明書に記載されています。正しい手順で取り出し操作を行わないと、SDメモリーカード内のデータが破損する可能性があります。

5 ステップ1へ戻り、バージョン アップを行う

ご注意

・バージョンアップおよびAR HUDユニットのバージョンアップ後は、地点書き出しを行ったSDメモリーカードを再度ナビゲーションに挿入し、「地点読み込み」手順に従って、地点読み込みを行ってください。

地点読み込み

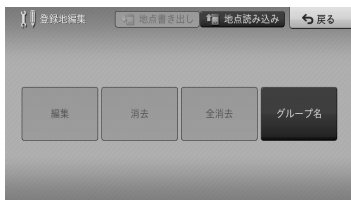
【AVIC-MRZ099W/MRZ099/MRZ077/MRZ066/MRZ009/MRZ007/MRZ007-EV をお使いのお客様】
「地点書き出し」を行った場合は、バージョンアップおよびAR HUDユニットのバージョンアップの完了後に下記手順に従って地点読み込みを行ってください。

1 「地点書き出し」に使用したSDメモリーカードをナビゲーション本体に挿入する

ご注意

- 地点書き出しに使用されたSDメモリーカードを挿入してください。

2 **メニュー** を押し、**設定・編集** - **データ編集** - **登録地** にタッチする



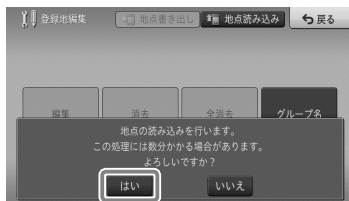
▼
[編集] [消去] [全消去] ボタンがグレーアウトになっている場合は手順3へお進みください。

グレーアウトになっていない場合は、作業は不要ですので手順5へお進みください。

3 地点読み込みにタッチする



4 「地点の読み込みを行います。」が表示されたら**はい**にタッチする



▼
「地点読み込み中」メッセージが表示されます。



「地点読み込み中」メッセージが消えたら、読み込み完了です。

5 SDメモリーカードを取り出す

※ SDメモリーカードの取り出し方法は、ナビゲーション本体に付属の取扱説明書に記載されています。

正しい手順で取り出し操作を行わないと、SDメモリーカード内のデータが破損する可能性があります。

メモ

- 地点読み込み完了後、地点情報が不要になった場合は、SDメモリーカード内の情報は、初期化するなどして消去いただいても構いません。

NTTドコモの携帯電話で通信接続されるお客様へ

- NTTドコモが提供する無料インターネット接続サービス「mopera ネットサーフィン」は、2012年3月31日をもって終了しました。
- 2012年4月1日以降にプロバイダ設定画面の「NTT docomo (FOMA パケット)」を選択して通信接続する場合は、NTTドコモが提供する有料インターネットサービスプロバイダ「mopera U」のご契約が必要です。詳しくは、ドコモインフォメーションセンターへお問い合わせください。

保証規定

- バージョンアップを実施したことにより、お買い上げいただいたナビゲーション本体の保証期間が変更、または延長されるものではありません。あらかじめご了承ください。
- 弊社は、本製品に収録された地図データ等が完全・正確であること、および本製品がお客様の特定目的へ合致することを保証するものではありません。
- 本製品の使用にあたり、お客様又はその他の方にいかなる損害が発生したとしても、弊社は補償するものではありません。

商標

- 「mopera」、「mopera U」、「FOMA」は、NTTドコモの登録商標です。
- SDHCロゴは、SD-3C,LLCの商標です。



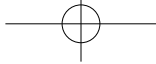
シティマップ（詳細市街地図）収録都市

本製品には、以下の都市の詳細市街地図が収録されています。

整備面積 95%以上 (458 都市)

田舎館村、塩竈市、多賀城市、亶理町、七ヶ浜町、湯川村、水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町、栃木市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、壬生町、野木町、伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、美里町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、香取市、山武市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、

国分市、
稲城市
平塚市
逗子市
海老
町、
開成
新潟
川北
多治
笠松
北方
袋井
国市
名古屋市、
市、
市、
尾張
田原
市、
阿久
幸田
町、
八幡
華町
泉大
寝屋
門真
四條
岡町
市、
加古
小野
大和
町、
田原
和歌
市、
町、
松茂
北九



地

が収

市)

兵町、
羽市、
F市、
島市、
ミ市、
E市、
Y市、
Q町、
C市、
E町、
T町、
栄町、
日市、
狭山
草加
豊市、
新市、
取川
市、
毛呂
、鳩
、松
、館
原市、
予市、
比市、
津市、
互市、
茂市、
与町、
、一
、長
田区、
、墨
、世
野区、
、葛
蔵野
市市、
山市、

国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、新潟市、聖籠町、射水市、舟橋村、野々市市、川北町、内灘町、昭和町、小布施町、岐阜市、多治見市、羽島市、各務原市、瑞穂市、岐南町、笠松町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、北方町、坂祝町、熱海市、三島市、焼津市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、函南町、清水町、吉田町、名古屋市、豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、四日市市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町、明和町、草津市、守山市、竜王町、豊郷町、甲良町、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、精華町、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、稲美町、播磨町、太子町、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、和歌山市、太地町、境港市、日吉津村、倉敷市、玉野市、浅口市、早島町、里庄町、府中町、海田町、熊野町、坂町、和木町、石井町、松茂町、北島町、藍住町、宇多津町、松前町、北九州市、福岡市、直方市、筑後市、大川市、

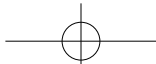
行橋市、中間市、小都市、春日市、福津市、志免町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、大刀洗町、大木町、糸田町、大任町、苅田町、吉富町、時津町、熊本市、合志市、長洲町、菊陽町、嘉島町、那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖繩市、豊見城市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町

整備面積 80% 以上 (70 都市)

室蘭市、名取市、東松島市、利府町、鏡石町、泉崎村、矢吹町、稲敷市、かすみぐら市、桜川市、行方市、宇都宮市、芳賀町、高根沢町、吉岡町、本庄市、越生町、小川町、長瀬町、寄居町、いすみ市、相模原市、燕市、中央市、可児市、養老町、富加町、伊東市、磐田市、豊川市、桑名市、鈴鹿市、玉城町、野洲市、愛荘町、岸和田市、泉佐野市、島本町、加西市、福崎町、御所市、葛城市、高取町、大淀町、有田市、岩出市、米子市、笠岡市、広島市、田布施町、小松島市、善通寺市、琴平町、多度津町、久留米市、柳川市、大野城市、宗像市、太宰府市、須恵町、新宮町、福智町、上峰町、みやき町、大町町、江北町、波佐見町、玉東町、東串良町、うるま市

整備面積 50% 以上 (160 都市)

北広島市、八戸市、藤崎町、板柳町、鶴田町、矢巾町、仙台市、岩沼市、大河原町、山元町、富谷町、美里町、潟上市、八郎潟町、天童市、中山町、河北町、三川町、桑折町、中島村、笠間市、美浦村、足利市、益子町、市貝町、前橋市、高崎市、渋川市、富岡市、榛東村、ときがわ町、神川町、匠瑳市、秦野市、松田町、弥彦村、田上町、高岡市、滑川市、砺波市、入善町、羽咋市、かほく市、能美市、鯖江市、あわら市、笛吹市、市川三郷町、西桂町、忍野村、山中湖村、岡谷市、小諸市、千曲市、山形村、美濃加茂市、土岐市、海津市、垂井町、関ヶ原町、池田町、沼津市、富士市、掛川市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、岡崎市、瀬戸市、伊勢市、志摩市、菟野町、大津市、彦根市、近江八幡市、栗東市、湖南市、京都府、宇治市、木津川市、笠置町、高槻市、貝塚市、茨木市、和泉市、箕面市、泉南市、豊



収録データベースについて

地図データについて

- ・日本測地系に対応しています。
- ・いかなる形式においても著作権者に無断でこの地図の全部または一部を複製し、利用することを固く禁じます。
- ・この地図の作成にあたっては、一般財団法人日本デジタル道路地図協会発行の全国デジタル道路地図データベースを使用しました。(測量法第44条に基づく成果使用承認)「© 2009-2015 一般財団法人日本デジタル道路地図協会」2015年3月発行を使用。
- ・この地図は小田原市長の承認を得て、同市発行の1/2,500国土基本図を使用したものである。(承認番号)小田原市指令第52号 平成10年4月2日承認
- ・この地図は、養老町長の承認を得て、同町所管の2500分の1都市計画図を使用したものである。平成12年 養建第1902号
- ・この地図は、貴志川町長の承認を得て同町発行の1/2,500全図を使用し、調製したものである。(承認番号)平10. 近公. 第34号
- ・この地図の作成に当たっては、知多市長の承認を得て、同市発行の2,500分の1都市計画基本図を使用したものである。(測量法第44条に基づく成果使用承認 平成12年度 知都発第170号)
- ・この地図は大木町長の承認を得て、同町発行の5,000分の1の地形図を使用し調製したものです。(承認番号 15大木建第734号)
- ・この地図は、堀金村長の承認を得て1/2,500の都市計画図を参照して作成したものです。(承認番号 16堀第5417号)
- ・この地図は東近江市市長の承認を得て、同市発行の地形図1/2,500を使用し、調製したものである。(承認番号 東開第111号 平成18年2月28日承認)
- ・この地図は、伊香保町長の承認を得て平成7年度作成の10,000分の1の白図を使用し、調製したものです。(承認番号 伊建農発229号 平成17年7月14日承認)
- ・この地形図は、東京都都市整備局および東

京デジタルマップの東京都縮尺1/2500地形図を使用して作成したものである。(承認番号:18東デ共041号)

- ・この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。(承認番号)18都市基交第478号
- ・この地図は、津山市長の承認を得て、同市所管の測量成果津山市都市計画(1/2,500)を使用して調製したものです。(承認番号 平成17年津山市使用承認第5号)
- ・この地図は、宇部市長の承認を得て平成13年作成の宇部市域図を使用したものである。(承認番号 指令宇都第13号 平成18年5月15日承認)
- ・この地図は、宇部市長の承認を得て平成13年作成の宇部市域図を使用したものである。(承認番号 指令宇都第14号 平成18年5月31日承認)
- ・この地図は、周防大島町長の承認を得て、周防大島町管内図を使用したものである。(承認番号 周防建設第56号 平成18年5月12日承認)
- ・この地図は、東かがわ市長の承認を得て、同市所管の測量成果である東かがわ市地形図1/10,000及び東かがわ市都市計画図1/2,500を使用して調製したものである。(承認番号 平成18年5月2日18建第107号)
- ・この測量の成果は、東温市長の承認により、平成17年3月作成の東温市都市計画図を使用して得たものである。(承認番号 H18東温都第174号)
- ・この地図は、宮城県知事の承認を得て、同県所管の1/5,000森林基本図を使用したものである。(承認番号 林振第350号 平成18年9月19日承認)
- ・この地図は、宮城県知事の承認を得て、同県所管の1/5,000森林基本図を使用したものである。(承認番号 林振第611号 平成19年2月28日承認)
- ・この地図は秋田県知事の承認を得て森林基本図を複製したものである。承認番号 平成19年3月7日 指令水緑-1258
- ・この地図は、山形県の森林基本図を複製したものである。承認番号森第18-10号

500
(承
けて、
使用
18
同市
:00)
番号
平成
ので
平成
平成
ので
平成
けて、
5.00
年5
地形
画図
5.00
建第
とり、
図を
118
、同
した
り平
、同
した
り平
林基
平成
製し
り

- この地図は、長岡市長の承認を得て、同市所管の地形図 1/10,000 を使用して調製したものである。(長都政第 477 号 平成 18 年 3 月 28 日承認)
- この図面は山梨県が作成した測量成果をもとに作成したものです。使用承認 平成 19 年 3 月 1 日 森整第 1561 号
- この地図は、長野県知事の承認を得て、長野県森林基本図を使用して作成したものである。(承認番号 18 森政第 5-5 号)
- この地図は、島根県が作成した森林基本図 1:5,000 を原図とし、島根県知事の承認を得て使用したものである。(承認番号 平成 18 年 11 月 24 日付け森第 1286 号)
- この地図は、島根県が作成した森林基本図 1:5,000 を原図とし、島根県知事の承認を得て使用したものである。(承認番号 平成 19 年 2 月 27 日付け森第 1736 号)
- この地図は、広島県知事の承認を得て、同県所管の 1/5,000 森林基本図を使用したものである。(広島県使用承認林振第 115 号 平成 19 年 2 月 15 日承認)
- この地図は、徳島県知事の承認を得て、同県所管の 1/5,000 森林基本図を使用したものである。(承認番号 林振第 484 号 平成 19 年 1 月 30 日承認)
- この地図は、佐賀県知事の承認を得て、同県所管の 1/5,000 森林基本図を使用したものである。(承認番号 森整第 010634 号 平成 18 年 10 月 4 日承認)
- この地図は、長崎県知事の承認を得て、長崎県森林基本図 (1/5,000) を使用し調製したものである。(承認番号 18 林第 492 号 (平成 18 年 10 月 6 日))
- この地図は、熊本県知事の承認を得て 5,000 分の 1 の森林地形図を複製したものである。(承認番号 森整第 993 号・平成 19 年 2 月 14 日)
- この地図は、熊本県知事の承認を得て 5,000 分の 1 の森林地形図を複製したものである。(承認番号 森整第 1079 号・平成 19 年 3 月 7 日)
- この地図は、大分県知事の承認を得て、5,000 分の 1 森林基本図を使用し、調製したものである (承認番号 林 18-1 平成 18 年 12 月 5 日)。
- この地図は、大分県知事の承認を得て、5,000 分の 1 森林基本図を使用し、調製したものである (承認番号 林 18-2 平成 19 年 3 月 7 日)。
- この地図は宮崎県知事の承認を得て 5000 分の 1 森林基本図を使用し、調製したものである。(承認番号 使 18-1 号 平成 18 年 12 月 8 日)
- この地図は宮崎県知事の承認を得て 5000 分の 1 森林基本図を使用し、調製したものである。(承認番号 使 18-3 号 平成 19 年 3 月 8 日)
- この地図の作製に当たっては、鹿児島県知事の承認を得て、5 千分の 1 森林基本図を使用したものである。(承認番号 平 18 林振第 360 号)
- この地図は、知覧町長の承認を得て、同町発行の 1/5,000 全図を使用し、調製したものである。(承認番号) 平成 18 年 5 月 26 日知耕第 590 号
- この地図の作成にあたっては、茨城県林政課作成の 5 千分の 1 森林基本図を使用しました。(測量法第 44 条第 3 項の規定に基づく成果使用承認 平成 19 年 8 月 8 日付、承認番号 林政 19-482 号、茨城県林政課長)
- この地図は秋田県知事の承認を得て森林基本図を複製したものである。承認番号 平成 18 年 11 月 30 日 指令水緑 -947
- この地図は、笛吹市長の承認を得て同市発行の 10000 分の 1 の全図を使用し、作成したものである。(承認番号 笛まち第 12-25 号 平成 19 年 12 月 13 日承認)
- この地図は、岐阜県知事の承認を得て、岐阜県共有空間データ (18 国地部公発第 334 号) を使用したものである。(承認番号 情企第 590 号 平成 20 年 3 月 24 日承認)
- この成果品は、高知県が作成した測量成果を、高知県知事の承認を得て使用し作成したものである。(承認番号 平成 19 年 2 月 14 日付け 18 高森推第 568 号)
- この地図の作製に当たっては、鹿児島県知事の承認を得て、5 千分の 1 森林基本図を使用したものである。(承認番号 平 19 林振第 404 号)

- この地図データの一部は、小樽市長の承認を得て、同市が作成した平成19年度臨港道路竣工平面図を複製したものである。(承認番号)平21樽港事第33号
- この地図は、森林計画室長の承認を得て静岡県作成の5000分の1の森林基本図を複製したものである。(承認番号)平成21年森計第477号
- この地図の作製に当たっては、鹿児島県知事の承認を得て、5千分の1森林基本図を使用したものである。(承認番号平18林振第497号)
- この地図は、東根市長の承諾を得て同市保管の東根市道路台帳図を使用し、調製したものである。(承認番号東建収第8号平成21年5月27日承認)
- この地図は幕別町長の承認を得て、同町発行の2千5百分の1幕別町現況図を使用し、調整したものである。(承認番号)H22幕都計第185号
- この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料H・1・No.3「日本測地系における離島位置の補正量」を利用し作成したものである。(承認番号 国地企調第180号平成22年9月28日)
- この地図の作製に当たっては、鹿児島県知事の承認を得て、5千分の1森林基本図を使用したものである。(承認番号平19林振第246号)
- この地図は、田原市長の承認を得て、同市発行の都市計画図を使用して作成したものである。(承認番号)23田街第55号
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5千分1国土基本図を使用した。(承認番号平26情使、第74号-10号)
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号平27情使、第308号-10号)
- このデータは、国土地理院の技術資料C1-No.445「小笠原諸島西之島周辺の正射画像(平成26年12月10日撮影)」を利用して作成したものである。
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の災害復興計画

基図を使用した。(承認番号平27情使、第199号)

道路データについて

- 本製品の道路データは調査時点の情報を収録しています。調査後に開通期日などが変更になることにより、実際の道路と異なる場合がありますのでご注意ください。

交通規制データについて

- 本製品に使用している交通規制データは、2015年3月までに独自収集した情報、及び、警察庁交通規制情報管理システム出力データの情報に基づき、制作したものです。本データが現場の交通規制と違う場合は、現場の交通規制標識・表示などに従ってください。
- 本製品に使用している交通規制データは普通車両に適用されるもののみで、大型車両や二輪車などの規制は含まれておりません。あらかじめご了承ください。

有料道路料金データについて

- 本製品に使用している有料道路の料金データは、2015年6月に道路管理者から受領した情報に基づき、制作したものです。
- 首都高速道路・阪神高速道路において2012年1月1日より導入された距離別料金制につきましては、ETC料金には非対応となり、現金車両専用料金のみ対応しております。

VICS サービスエリアについて

- 本製品に収録されているVICSエリアは下記の都道府県が対象となります。
北海道(北見方面)(旭川方面)(札幌方面)(釧路方面)(函館方面)、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、石川県、福井県、富山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

転使、

を収
が変
なる

は、
転報、
ム出
ので
場合
従っ

は普
車両
ませ

から受
ず。
いて
離別
非対
して

は下

方面)
日県、
木県、
京都、
町県、
中県、
和県、
和県、
長県、
愛県、
木県、

- VICS サービスエリアが拡大されても、本製品では新しく拡大されたサービスエリアでのレベル3（地図表示型）表示はできません。

放送局リストのデータについて

- 放送局名リストは2015年5月調査時点のものであります。

訪問宅（個人宅）電話番号データについて

- 訪問宅（個人宅）電話番号データ「Bellemax[®]」は、日本ソフト販売（株）提供のデータ（2015年3月時点）を使用しています。

渋滞予測 データについて

- 渋滞予測機能の情報は、インクリメントP株式会社からの提供です。
- 渋滞予測データはスマートループでアップロードされたプローブ情報を統計処理して作成されています。そのため、プローブ情報がアップロードされていない道路の渋滞予測考慮は行われません。

ボトルネック踏切データについて

- ボトルネック踏切は、国土交通省鉄道局が2006年～2007年に行った踏切交通実態総点検の結果を基に、2015年3月に独自調査を行ったものを使用しています。2015年9月末までに廃止される踏切の情報を反映しています。

その他情報提供元

- NTTタウンページ株式会社（2015年3月現在のタウンページデータ）
- 公益財団法人交通事故総合分析センターの1999年度の高速度道路事故多発地帯データを使用しています。
- （株）アイ・エム・ジェイ（2014年9月現在の駐車場データ）
- おすすめグルメデータは、株式会社JTBパブリッシング提供のデータ（2014年9月時点）を使用しています。

メモ

- 収録データベースに誤字、脱字、位置ずれなどの表記上または内容上の誤りがあったとしても弊社は補償するものではありません。

パイオニア株式会社
〒212-0031
神奈川県川崎市幸区新小倉1番1号

© パイオニア株式会社 2015
< KTTZ15I > < IRA1855-A >